

議案第5号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成21年2月10日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教義第2106号
平成21年2月2日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を
改正する条例（案）

平成21年2月議会（定例会）

教育庁義務教育課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

1 件名

沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）の施行により、教員免許更新制が導入されることに伴い、教員免許状の更新等の手続に関する新たな事務が生じることから、当該事務に係る手数料の徴収根拠を定めるため、条例を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教員免許状の有効期間の更新、延長等に係る手数料の納付時期を定める。（第3条関係）
- (2) 教員免許状の有効期間更新、延長等の手数料の根拠及び額を定める。（別表関係）
- (3) この条例は、平成21年4月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）
- (3) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は免許状」を「、免許状」に、「若しくは新教育領域」を「、新教育領域」に改め、「追加の定め」の次に「若しくは有効期間の更新若しくは延長を受ける際又は確認、延期若しくは認定」を加える。

別表教育職員特別免許状授与手数料の項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改め、同表教育職員臨時免許状授与手数料の項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改め、同表教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料の項の次に次のように加える。

教育職員免許状有効 期間更新手数料	教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	1件につき3,300円
教育職員免許状有効 期間延長手数料	教育職員免許法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	1件につき1,700円

別表教育職員免許状再交付手数料の項の次に次のように加える。

教育職員免許状更新 講習修了確認手数料	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了の確認	1件につき3,300円
------------------------	---	-------------

改正法附則第2条第3項第3号の確認手数料	改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程を修了した後同号に規定する文部科学省令で定める期間内にあることの確認	1件につき3,300円
教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料	改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	1件につき1,700円
教育職員免許状更新講習受講免除手数料	改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない者であることの認定	1件につき3,300円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

平成21年2月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

教育職員免許法の一部改正により、教員の普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新する制度が導入されることに伴い、当該制度に係る事務について手数料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）新旧対照表

改正案

現行

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、登録、承認等を申請する際、免許状の授与、書換え若しくは再交付、新教育領域の追加の定め若しくは有効期間の更新若しくは延長を受ける際又は確認、延期若しくは認定を受ける際に納付しなければならない。

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、登録、承認等を申請する際又は免許状の授与、書換え若しくは再交付若しくは新教育領域の追加の定めを受ける際に納付しなければならない。

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

名称	手数料を徴収する事務	金額
教育職員普通免許状授与手数料	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	1件につき3,300円
教育職員特別免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	1件につき3,300円
教育職員臨時免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	1件につき1,700円
教育職員普通免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	1件につき3,300円
教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）	1件につき1,700円
教育職員免許状有効期間更新手数料	教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	1件につき3,300円
教育職員免許状	教育職員免許法第9条の2第5項の規定	1件につき1,700円

名称	手数料を徴収する事務	金額
教育職員普通免許状授与手数料	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	1件につき3,300円
教育職員特別免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	1件につき3,300円
教育職員臨時免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	1件につき1,700円
教育職員普通免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	1件につき3,300円
教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）	1件につき1,700円

有効期間延長手数料	に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	
教育職員免許状書換え手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	1件につき870円
教育職員免許状再交付手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の再交付	1件につき1,100円
教育職員免許状更新講習修了確認手数料	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の課程の修了の確認	1件につき3,300円
改正法附則第2条第3項第3号の確認手数料	改正法附則第2条第3項第3号の規定に基づく免許状更新講習の課程を修了した後同号に規定する文部科学省令で定める期間内にあることの確認	1件につき3,300円
教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料	改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期	1件につき1,700円
教育職員免許状更新講習受講免除手数料	改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない者であることとの認定	1件につき3,300円
教育職員検定料	教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	1件につき1,700円
略	略	略

教育職員免許状書換え手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	1件につき870円
教育職員免許状再交付手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の再交付	1件につき1,100円
教育職員検定料	教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	1件につき1,700円
略	略	略